

新生成田市場見学者コースサイン等企画・設置業務委託 仕様書

1. 業務名

新生成田市場見学者コースサイン等企画・設置業務委託

2. 目的

成田市では、生鮮食料品等の流通における基幹施設である公設地方卸売市場において、空港に近接する立地を活用し、生鮮食料品等の輸出促進や、卸売市場周辺における賑わい創出等様々な視点から市場機能の強化を図るため、令和4年1月中旬の開場を目途に、新生成田市場の移転・再整備事業を進めている。

新生成田市場は、日本初の輸出拠点機能を持った卸売市場となり、国内外から食品バイヤーを含む見学者が訪れることが期待されている。

本業務は、新生成田市場に整備される見学者コースにおいて、施設案内に係るコースサイン等を設置し、市場の機能を紹介するとともに、来場者に向けた情報を発信し、市場の周知や利用促進、流通業務の活性化等を図ることを目的とする。

業務の実施にあたっては、「卸売市場法」に規定される卸売市場の定義等を十分に理解した上で遂行するものとする。

3. 履行場所

(1) 位置

成田市天神峰字道場80番地1 新生成田市場
水産棟、青果棟、高機能物流施設内見学者コース

(2) 見学者コース概要

①見学通路

- ・位置 水産棟2階、青果棟2階、高機能物流施設2階
- ・全長 約245m
- ・幅 約2～3m
- ・高さ 約2.8m

②見学スペース1

- ・位置 青果棟2階
- ・面積 約28m² (3.5m×8m)
- ・高さ 約2.8m

③見学スペース2

- ・位置 高機能物流施設2階
- ・面積 約57m² (6m×9.5m)
- ・高さ 約2.8m

4. 履行期間

業務委託契約を締結した翌日から令和4年1月7日まで

5. 業務執行体制

本業務の執行体制は以下のとおりとする。

- (1) 管理技術者及び管理技術者以外の担当者を配置すること。
- (2) 技能士等の資格を有する者を配置する場合は明記すること。

6. 提出書類

受託者は、本業務の実施にあたり、以下の書類を提出しなければならない。

- (1) 着手届
- (2) 管理技術者及び主任技術者届
- (3) 作業員名簿
- (4) 業務計画書
- (5) 工程表

7. 検査

受託者は、本業務の全工程完了後、市に業務完了届、工程表（当初及び実施）とともに成果品を提出し、市の完了検査を受け、検査の合格をもって本業務を完了するものとする。

8. 業務内容

(1) 見学者コースサイン等計画の作成

- ・受託者は市と協議を行い、見学者コースサイン等のデザイン、規格、設計等を定める計画を作成するものとする。
 - ・受託者は計画の作成にあたり、グラフィックシートを用いた見学者コースサイン等を含むこととし、その他に効果的な見学者コースサイン等がある場合は、提案を行うこと。
 - ・計画作成に必要な素材等は受託者で手配すること。
 - ・市は、本業務実施にあたり関係資料等を貸与するものとする。なお、受託者は市により貸与される関係資料等についてその重要性を認識し、取扱い及び保管を慎重に行わなければならない。
 - ・見学者コースサイン等計画は、以下の内容を踏まえて作成すること。
- ①設置するスペースに余裕を確保するなど、回遊性の高いレイアウトに配慮し、来場者の動線が円滑になるよう工夫するとともに、新型コロナウイルス感染症等の感染拡大防止対策に必要な措置を講じること。
 - ②デザインや配色は、誰にとっても見やすく分かりやすい構成とすること。
 - ③新生成田市場に関心を抱かせ、食の流通拠点としての魅力が伝わるデザインとすること。
 - ④生鮮食料品等が、生産者から消費者に流通する経路の中での卸売市場の機能及び役割について、図やイラスト等を用いて解説する構成を含むこと。

- ⑤水産棟及び青果棟における卸売業務の一日の流れを解説する構成を含むこと。
 - ⑥高機能物流施設におけるワンストップ輸出手続きの流れを解説する構成を含むこと。
 - ⑦季節毎の旬の水産物及び青果物を紹介する構成を含むこと。
 - ⑧卸売市場の業務内容等に関するQ&A（10問程度）の構成を含むこと。
 - ⑨「成田市観光キャラクターうなりくん」のイラスト及びロゴを、デザインとして、目立つ場所に一か所以上配置すること。なお、デザインの図柄等は市と協議の上決定し、電子データを市より提供する。
 - ⑩必要に応じて、デザインの一部に多言語表記（英語・中国語（簡体字及び繁体字）・タイ語）を用いること。なお、詳細は市と協議の上決定する。
- ・受託者は、見学者コースサイン等計画の作成業務工程完了後、以下の書類及びデータを市に提出すること。
- ①見学者コースサイン等計画図書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3部
 - ②デザイン制作、設計図面・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3部
 - ③見学者コースサイン等施工工程表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3部
 - ④その他関係する図面、書類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3部
 - ⑤上記各電子データ一式（DVD-R）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1枚

(2) 見学者コースサイン等の施工

- ・市と十分協議の上、速やかに作業に着手すること。
- ・施工に必要となる関係官公署その他関係機関への届出、手続は受託者の負担において遅滞なく行うこと。
- ・施工にあたり、新型コロナウイルス感染症等の感染拡大防止対策に必要な措置を講じること。
- ・施工範囲について、緊急時に来場者等の避難経路が確保できるように作業を実施すること。
- ・施工により汚損、破損等が生じた場合は受託者の負担において修復すること。
- ・施工した見学者コースサイン等に瑕疵があった場合は、受託者は速やかに必要な措置を講じるものとし、これに対する費用は受託者の負担とする。

(3) 協議記録の作成

受託者は、市と本業務に係る協議を実施した場合、協議記録を作成するものとする。

9. 成果品

- (1) 受注者は、本業務完了後、以下の成果品を市に提出するものとする。
- ①報告書（本業務の協議記録及び市に提出した書類一式）・・・・・・・・・・・・3部
- ②上記各電子データ一式（DVD-R）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1枚

10. その他

- (1) 受託者は、本業務実施中に知り得た個人情報等は成田市個人情報の保護に関する条例の規

定に基づき、適切に取り扱い第三者に漏らしてはならない。また、委託期間終了後も同様とする。

- (2) 本業務の実施による成果品は、画像等の著作権上の権利関係を済ませた上で納入するものとし、当該費用も契約額に含むこと。また、それらに関する紛争が生じた場合は、受託者の責任において対応することとし、市は責任を負わない。
- (3) 本業務の実施により生じた著作物（既得されている著作物は除く。）に関する全ての著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は、本市へ帰属するものとする。
- (4) 本仕様書に定めのない事項については、市と協議し決定すること。